

由布市(大分県)

(2005年10月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 有 (人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：35,244人 (高齢化率 ⁽²⁾ 24.3%)	面積 ⁽³⁾ ：319.16k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：26人 (法定上限26人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：353人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：14,029,590千円		
うち、地方税3,477,231千円、地方交付税4,137,400千円		
合併特例債発行予定額 ⁽⁹⁾ 明確になっていない/同限度額16,200百万円		
産業構造 ⁽¹⁰⁾ ：第一次産業13.7%、第二次産業19.5%、第三次産業66.8%		

(出典) (1)(2)(10)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：新市建設計画における財政計画。(6)(7)(8)：2004年度当初予算額。
 (9)：できる限り最小限に止める。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧挾間町	14,524人	20.5%	51.10k m ²	17人	107人	0.42	94.4%
旧庄内町	9,313人	31.4%	140.29k m ²	15人	134人	0.25	95.5%
旧湯布院町	11,407人	23.3%	127.77k m ²	15人	108人	0.64	96.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<①合併の大きな流れ、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p>本格的な少子・高齢化時代を前に、合併のスケールメリットを生かし、財政基盤の強化を図り、現在の住民サービスの維持を図る。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、⑥新事務所の位置、①関係市町村間の合意></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>独自の広報誌の発行やホームページの開設、さらに住民懇談会を開催するなど、可能な限り合併に関する情報を住民に提供し理解を求めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、⑥町行政執行部></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>合併協議会開催前に、幹事会(関係町村の助役、総務課長、関係課長等で構成)で協議事項に対する関係町村の対応など、協議事項の事前調整を行った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
郡を構成する全て町村(4町)で任意合併協議会を設置し合併協議を行ったが、1町が郡に隣接する市との合併を選択し、任意合併協議会を離脱した経緯がある。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部	
(4) 合併の端緒	
2000年12月、大分県が「市町村合併推進要綱」を策定し、県内の合併エリア案を公表した。	
(5) 任意の合併協議会(設置期間:2002年4月1日~2003年3月31日) <4町で設置>	
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各1名 計16名
運営上の工夫	広報誌「任意合併協議会だより」を発行し住民への情報提供に努めるとともに、任意合併協議会は原則公開とした。
(6) 法定協議会(設置期間:2003年4月1日~2005年9月30日)	
住民発議等	有(直接請求・住民発議)・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各2名、住民各2名、都道府県職員(地方振興局長) 計19名
運営上の工夫	協議の決定方法は全会一致を原則とし、広報誌、ホームページ、議事録の公開等で住民に情報提供を行った。また協議会は原則公開とした。
(7) 基本5項目(①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)	
<協議を行ううえでの工夫>	
①②を第1回目、⑤を第3回目の協議会に提案し、早期決定に努めた。また③④については、小委員会を設置し早期に合意できるように努めた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始:	03年4月 03年4月 03年4月 03年4月 03年5月
合意:	03年4月 03年4月 04年6月 04年11月 04年4月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ④位置
3町ともに、「我が町こそ事務所の位置としてふさわしい」と主張し難航した。最終的には、首長、議会代表者会議で分庁舎方式とすることで合意した。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
	<input type="checkbox"/> 新設・編入
3町ともに、概ね同規模の自治体であったため。	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2005年10月1日合併				
当初の合意では、合併特例法の期限である2005年3月31日としたが、事務所の位置の協議が難航し合意が遅れたため、十分な準備期間（電算統合など）を確保するために合併期日を6ヶ月延期した。				
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無				
決定手続：公募の中から、小委員会で5点を選定し、合併協議会で決定した。 選定理由：3町から望める「由布岳」に由来し、応募数も最も多かったため。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 <input checked="" type="checkbox"/> ・新規建設				
協議が最も難航し、既存庁舎を対等に扱う分庁舎方式で合意した。条例上の事務所の位置については、地理的中心地に位置する庁舎とした。 （新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い） 新市の分庁舎とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産） 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヵ年 理由 国からの財政措置が、合併後概ね10ヵ年であること。				
<策定に当たっての工夫> 住民に親しみを持ってもらうために、3町に広く樹生する「あらかしの木」の特性をまちづくりに例えて「あらかしの森林（もり）構想」として建設計画を公表した。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 合併前の町がそれぞれ特色のあるまちづくりを進めており、それを発展させる意味から地域別の整備方針を掲げた。また合併後の市の姿をより分かりやすくするために、新市における具体的な主要事業を掲げた。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> それぞれのまちづくりの基本理念を地域別の整備方針に盛り込んだ。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	15,642	16,089	14,768	14,052
地方税	3,587(22.9)	3,596(22.4)	3,631(24.6)	3,617(25.7)
地方交付税	4,576(29.3)	5,129(31.9)	4,694(31.8)	4,181(29.8)
歳出合計	15,021	16,089	14,768	14,052
人件費	3,565(23.7)	3,188(19.8)	3,094(21.0)	2,988(21.3)
(参考：一般職員数)	(349人)	(353人)	(321人)	(290人)
公債費	2,374(15.8)	2,060(12.8)	1,696(11.5)	1,615(11.5)
普通建設事業費	824(5.5)	3,032(18.8)	3,032(20.5)	2,632(18.7)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全 17 号。配布方法：自治委員により全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ 168 回開催、延べ 5,300 人参加） ・HP の開設（2003 年 5 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数不明） ・その他（具体的に：協議会の公開、議事録の公開） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：大分県合併推進交付金 381,477 千円 人的支援：合併協議会委員に県職員 1 名を委嘱、合併協議会事務局職員に県職員 1 名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> ・無	
委託費	7,870 千円
委託内容	まちづくり計画支援業務（630 千円）財政計画策定支援業務（3,318 千円） 新市例規策定業務（3,150 千円）市章デザイン類似調査業務（772 千円）

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	早期に合併効果の実現を図るため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> （2006 年 9 月 30 日まで特例措置を適用）・無
その理由	それぞれの地域の実情・課題を引き継ぐため。合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の在任特例を適用した。
(3) 三役	
旧挾間町	町長は退職、助役は市長選出までの職務執行者、収入役は退職。
旧庄内町	町長は新市の市長、助役、収入役は退職。
旧湯布院町	町長、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減> 現在 372 名を、10 年間で 320 名程度に削減。
給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>
役職の調整	部長制度を導入した。その他の役職については従前の役職を継承した。
(5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に部・課とも完全に統合）	
全ての課を統合し、3 つの庁舎に分散させる分庁舎方式とともに、旧地域ごとに地域振興局を設け、日常的な住民サービスは従来どおりの庁舎でできる総合支所方式とを併用する組織とした。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
合併前に支所・出張所は存在しない。	

(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
その理由	組織が大きくなることにより、住民の声が届きにくくなるのではとの不安を解消するとともに、地域ごとのまちづくり理念を継承するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
該当なし。		
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	原則として従来どおりの料金とし、差違の小さい自治体は負担の低い方に合わせた。	
下水道料金	従来どおりの料金とした。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：使用料ごとに検討し、原則として従前のおりとした。）		
例外措置	該当なし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	旧挾間町 3方式 旧庄内町 4方式 旧湯布院町 4方式	2006年度より3方式に統一。
所得割	旧挾間町 11.0% 旧庄内町 9.0% 旧湯布院町 7.3%	2006年度に統一。 割合については、医療費の動向をみて決定。
資産割	旧挾間町 — 旧庄内町 15.0% 旧湯布院町 25.0%	2006年度から廃止。
均等割	旧挾間町 26,000円 旧庄内町 19,000円 旧湯布院町 24,000円	2006年度に統一。 金額については、医療費の動向をみて決定。
平等割	旧挾間町 23,000円 旧庄内町 23,000円 旧湯布院町 27,000円	2006年度に統一。 金額については、医療費の動向をみて決定。
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧挾間町 3,509円 旧庄内町 3,398円 旧湯布院町 3,388円	2006年度に新市において保険料の算定を行う。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	専門部会を設置し、新規システムを構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：4,000百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2006年12月を目標に策定中）
総合計画	策定作業中（2006年12月を目標に策定中）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>旧町ごとに重複する部門を統合するとともに、特別職などの削減により、行政の大幅なスリム化が期待できる。さらに、国や県の合併支援の活用により財政の効率化が図られる。</p>	
<p><①住民の利便性の向上></p> <p>旧町の境界を超えて利用できる公共施設が増え、子供たちの通園、通学の負担が軽減できたり、福祉サービスの選択肢が拡大するなど、住民の利便性の向上が期待できる。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>合併でまとまった職員や予算が確保できれば、戦略的な施策の展開ができるとともに、専門職員による住民に密着した行政サービスの提供が期待できる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる、④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>組織が大きくなることにより、住民の声が届きにくくなるのではないかと不安と各地域の歴史や文化、伝統、あるいはまちづくり理念等が失われるのではないかと不安に対して、旧町単位で地域振興局と地域審議会を設置することにより、できる限り細かな要求にも対応できる体制を整えた。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>役場が遠くなるというよりも、支所や出張所になり、将来的にはなくなるのではないかと不安があった。これに対して新市の組織、機構を分散させる分庁舎方式をとった。</p>	
(5) 残された課題	
<p>行政の効率化の観点から考えれば、現在の分庁舎方式を将来的には本庁舎方式に移行させなければならない。</p>	